

大池系発電所の水利使用に係る検討協議会設置要綱（案）

（設置目的）

第1条 東北電力（株）大池第一、第二及び松神発電所の水利使用に関連して、赤石川、追良瀬川、笹内川及び小峰沢川において、平成15年度から実施してきた水環境と水利用との調和を図るための取組を検証・評価し、今後の取組のあり方について検討することを目的として、「大池系発電所の水利使用に係る検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を検討及び協議するものとする。

- （1）赤石川、追良瀬川、笹内川及び小峰沢川の水環境と水利用に関する事。
- （2）水利権更新における諸問題（自然的影響、社会的影響等）に関する事。
- （3）その他

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）によって組織する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選によるものとする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。
- 5 会長は、必要と認めたる者をオブザーバーとして出席させ、意見を求めることができるものとする。

（会議）

第4条 協議会は、会長が必要と認めたる時に招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員に事故があるときは、代理人を出席させることができる。

（設置期間）

第5条 協議会の設置期間は、令和6年3月31日までとする。

（会議の公開等）

第6条 協議会は、原則公開とし、その方法については、協議会で定める。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、青森県県土整備部河川砂防課に置く。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年9月 日から施行する。

(別表)

「大池系発電所の水利使用に係る検討協議会」委員名簿

氏名	職名	備考
佐々木 幹夫	八戸工業大学 名誉教授	
花田 一磨	八戸工業大学 准教授	
丹藤 公彦	青森県内水面漁場管理委員会 委員	
奥村 潮	白神山地を守る会 理事	
平田 衛	鱒ヶ沢町長	
吉田 満	深浦町長	
石岡 清美	鱒ヶ沢町漁業協同組合 副組合長	
須藤 清光	赤石地区漁業協同組合 代表理事組合長	
松山 重一	赤石川土地改良区 理事長	
福沢 眞一	追良瀬内水面漁業協同組合 代表理事組合長	
前田 正彦	追良瀬川水利組合 組合長	
小枝 裕幸	新深浦町漁業協同組合 代表理事組合長	
宮本 千恵子	深浦町商工会 女性部長	
遠藤 淳	東北電力(株)電源立地部長	
鳴海 英樹	東北電力(株)青森発電技術センター 所長	
山本 貴則	農林水産部 農村整備課長	
種市 正之	農林水産部 水産振興課長	
天間 秋佳	エネルギー総合対策局 エネルギー開発振興課長	

(敬称略)